保育士確保対策の強化について ～延長保育手当を創設します～

1 関係条例改正について

公立保育園等における延長保育時間帯の人材確保及び保育士の処遇改善を図るため、令和８年１２月議会において、特殊勤務手当に関する条例等の改正案を上程します。

関係条例名

小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例及び小牧市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

主な改正内容

・保育業務手当に代えて「延長保育手当」を創設
・支給方法を月額支給から延長保育への従事実績に応じた日額支給へ見直す
・施行日は令和９年１月１日

2 制度創設の背景

本市では、保育士確保を重要施策の一つとして位置付け、公立保育園における保育人材の確保・定着に取り組んでいます。保育需要が高まる中、特に朝夕の延長保育時間帯では人材確保が課題となっています。

延長保育時間帯における保育士不足の状況

項目	人数
朝の不足数	26 人
夕の不足数	39 人
合計不足数	65 人

１６園中１３園で不足　※令和８年９月時点

延長保育手当の概要

対象業務　朝夕の延長保育時間帯の保育業務

対象者　公立保育園等に勤務し、実際に※延長保育時間帯に従事した職員

※朝 7 時～8 時 30 分、夕 17 時～19 時の時間帯であり、各保育園等のシフトに入り 15 分以上従事した場合に対象となる。

支給額

区分	1時間以上（日額）	1時間未満（日額）
正規保育士	1,000円	500円
会計年度任用職員（保育士）	500円	250円

制度拡充の内容

項目	現行制度	見直し後
支給方法	月額7,000円を一律支給	従事日数・実績に応じて支給
対象者数	約270人	約290人
支給見込額（年間）	約1,700万円	約3,400万円

期待される効果

・延長保育への従事実績を適切に評価し、人材確保につなげる。
・保育士の定着を促進し、安定した保育サービスの提供につなげる。
・安定した保育体制を確保し、保育サービスの充実を図る。

実施時期

・令和９年１月勤務分から実施（令和９年２月支給分給与から適用）

【本件に対する問合先】

・制度背景・概要に関すること
幼児教育・保育課　電話：0568-76-1130（平日９時～16時）
080-4171-6756（上記以外の時間）